

令和8年度

京都府 介護福祉士修学資金等貸付 申請の手引き

この修学資金は、介護福祉士の養成施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方に対し、修学のための資金を無利子で貸し付ける制度です。

- **貸付対象者**
令和8年4月に介護福祉士養成施設に入学する方及び在学している方
- **養成施設への申請書類の提出期限**
書類の提出期限については、学校の担当者に御確認ください。
- **申請方法**
養成施設を通じての申請となります。申請書類一式を学校の担当窓口に提出してください。
(※養成施設によって申請方法や期間は異なりますので、必ず在学する学校へ期限等を御確認ください。)

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会
総務企画部 福祉経営推進課

〒604-0874

京都市中京区竹屋町烏丸東入る清水町375番地

京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）内

☎：075-252-6292（平日8:30～17:00）

：kikaku@kyoshakyo.or.jp

URL：https://www.kyoshakyo.or.jp/fukushikeiei/fukushishikashitsuke/

目次

01	大事なポイント	3
02	介護福祉士修学資金等貸付について	4
03	貸付内容	5
04	他の貸付金との併給	6
05	高等教育の修学支援新制度との併用	7
06	返還	8
07	返還猶予、返還免除	9
08	申請～卒業までの流れ	10
09	提出書類	11
10	国家資格取得から返還免除までの流れ	14
11	国家試験が不合格だった場合の手続きの流れ	15
12	その他	16

01

大事なポイント

修学資金を希望する学生の方へ

申請を希望される方は、この手引きを十分お読みになった上で申請してください。

修学資金は貸付制度（借りるもの）です

お金がもらえる制度ではありません。

ただし、一定の要件を満たした場合に限り、返還が全額免除されます。

要件については、P.9の「返還猶予・返還免除」を御覧ください。

修学資金を借りるのは申請者ご自身です。「借りる」という自覚を持って申請してください。

連帯保証人が必要です

成人、未成年にかかわらず、修学資金の貸付を受けるには、2名の連帯保証人を立てる必要があります。ただし、貸付申請者が外国人留学生で連帯保証人が法人となる場合は、当該法人のみで可能です。

未成年が貸付を申請する場合は、連帯保証人2名のうち1名は法定代理人（親権者・後見人）としてください。

ただし、法定代理人が連帯保証人の要件を満たさない場合は、別にもう2名、要件を満たす連帯保証人を設定する必要があります。

連帯保証人は借受人と同じ債務を負います。もし、借受人が返還を怠った場合は、連帯保証人に即時全額返還していただきます。連帯保証人を依頼する方には、この内容を詳しく説明してください。

貸付には審査があります

貸付申請者に対し、厳正な審査を行います。審査結果によっては貸付けができない場合もありますので、御了承ください。

養成学校の推薦が必要です

申請は、在学している養成施設にて書類を取りまとめます。養成施設の推薦も必要となりますので、学校の申込期限を確認のうえ、余裕をもって学校の担当窓口申請してください。

入学前に修学資金は振り込まれません

修学資金は、養成施設入学後に学校を通じて京都府社会福祉協議会（以下、府社協という。）への申請ができます。

審査の結果、貸付が決定した方のみ、府社協と契約手続きを行った後に修学資金が振り込まれます。

02

介護福祉士修学資金等貸付について

目的

指定養成施設に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得をめざす学生に対して修学のための資金を**無利子で貸し付ける制度**です。

対象者 養成施設を卒業後、介護福祉士又は社会福祉士の資格を取得・登録し、京都府内の福祉施設等に就職を希望されている方が申請対象となります。

貸付対象者：下記①～⑥の要件をすべて満たす方

- ① 令和8年4月1日時点で文部科学大臣・厚生労働大臣・都道府県知事が指定した養成施設（大学、短期大学、専門学校）に入学した方または在学している方
- ② 養成施設を卒業後、京都府内の社会福祉施設等で従事する意思のある方
- ③ 優秀な学生であり、介護福祉士・社会福祉士資格取得に向けた向学心があると養成学校長が推薦する方
- ④ 修学に際し、家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められる方
- ⑤ 京都府以外の都道府県等から修学資金の貸付を受けていない方

申請

養成施設に入学後、養成施設を通じて行います。

貸付期間

養成施設に在学する期間

（正規の修学期間。留年や卒業延期の場合は、正規の修学期間として認められません。）

03

貸付内容

貸付額

- ① 修学資金 月額5万円以内
 - ② 入学準備金 20万円以内（初回振込時に送金）
 - ③ 就職準備金 20万円以内（卒業年度に内定通知書提出後に送金）
 - ④ 国家試験受験対策費用 一年度あたり4万円(上限8万円)
※介護福祉士を受験する方のみ（社会福祉士を受験する方は、国家試験受験対策費用の申請はできません）
 - ⑤ 生活費加算 貸付申請時の年齢及び居住地に対応する生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額
※申請できるのは、生活保護世帯又はそれに準ずる経済状況の世帯の方のみです。
- ◆通信課程で修学する場合は修学に必要とする額（入学金、学費〔授業料、実習費、教材費〕）が限度となります。

利子

無利子

※ただし、正当な理由なく返還計画より遅れると延滞利息（年3.0%）がかかります。

連帯保証人

- ・個人の場合は、2名
（成年者で独立の生計を営む方。申請者が未成年者である場合には、連帯保証人のうち1名は法定代理人）
- ・申請者が外国人留学生で連帯保証人が法人の場合は、1法人

04

他の貸付金との併給

修学のために必要な範囲であれば、他の奨学金との併給が可能ですが、財源に国庫補助が含まれるものや本貸付と同様の目的を持つもの等、併給出来ない貸付もあります。なお、貸付の趣旨が異なる他の制度（例：母子家庭自立支援給付金）との併給は可能です。

◆併給が可能なもの

- ・日本学生支援機構貸与型奨学金
- ・あしなが育英会奨学金
- ・日本政策金融公庫の教育ローン
- ・施設等退所児童自立支援資金貸付
- ・高等職業訓練促進給付金
- ・母子家庭自立支援給付金 など

◆併給ができないもの

- ・他の修学資金貸付制度
- ・生活福祉資金
- ・母子父子・寡婦福祉資金
- ・離職者訓練による介護福祉士訓練
- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 など

※介護福祉士修学資金等貸付の返還が必要となった場合は、両方の貸付金を同時に返還していくこととなりますので、貸付を希望する場合には十分、御注意ください。

※教育訓練給付金（一般・専門）を利用する場合は、必要経費から給付金額を引いた差額のみ貸付可能です。

05

高等教育の修学支援新制度との併用

高等教育の修学支援新制度の支給を受ける場合は、下記の取扱いとなります。

自己負担額の算出

☑ 自己負担額については、提出いただく経費等確認書にて計算します。

	入学金	授業料
必要な経費	A	D
授業料等減免額	B	E
自己負担額（申請上限額）	C (A-B)	F (D-E)

※入学準備金の貸付申請額は、**上記自己負担額（C）**を上限とします。

※修学資金の貸付申請額は、**上記自己負担額（F）**を上限とします。

- ・高等教育の修学支援新制度と併用される方は、申請時に高等教育の修学支援新制度の利用目安額を経費等確認書にて申告していただき、経費等確認書を基に、京都府社会福祉協議会が審査した金額で貸付を案内します。
- ・基本的には、必要経費から高等教育の修学支援新制度の額を引いた金額になります。
- ・高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金を利用される方は生活費加算の申し込みが出来ません。

※高等教育の修学支援新制度を利用される方については、授業料等減免額及び給付型奨学金額の決定後に貸付の決定を行うので、審査期間が長くなります。そのため通常よりも送金に時間がかかります。

06

返還

貸付契約の解除

借受人が下記のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。

- ① 退学したとき
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になり、進級又は所定の修学期間内での卒業ができな
いと認められるとき
- ④ 死亡したとき
- ⑤ 貸付期間中に借受人が貸付契約の解除を申し出たとき
- ⑥ その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

返還

下記のいずれかに該当する場合は、貸付金を全額返還していただきます。
(返還免除や返還猶予の場合を除く。)

- ① 介護福祉士修学資金の契約が解除されたとき
- ② 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録をしなかったとき
- ③ 卒業の翌々年度までに社会福祉士の国家試験に合格できなかったとき
- ④ 卒業後、京都府内の社会福祉施設等において介護または相談業務等に従事し
なかったとき
- ⑤ 京都府内の社会福祉施設等において介護または相談業務等に従事する意思が
なくなったとき
- ⑥ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなっ
たとき
- ⑦ 提出書類の届出義務を怠ったとき

返還の方法

下記の方法から選んでいただき、原則、返還の事由が発生した月の翌月から返還
開始となります。

- ① 一括返還 支払期限は返還の事由が発生した月の翌月末までです。
- ② 分割返還 支払期限は最長で貸付期間の2倍の期間又は5年以内です。
※返還期限を過ぎると残りの元金に対して延滞利子が発生します。

07

返還猶予、返還免除

返還猶予

下記①～④のいずれかに該当する場合は、申請により返還を猶予することができます。

- ① 養成施設を卒業後、京都府内で返還免除対象業務に従事しているとき
- ② 貸付契約を解除された後も、引き続き当該養成施設に在学しているとき
- ③ 貸付決定時に在学していた研修施設を卒業後、引き続き他種の養成施設等に在学しているとき
- ④ 災害・疾病・負傷その他やむを得ない事由（出産・育児等も含む）のため休職または離職するとき

返還免除

下記のすべての要件を満たすと、返還は免除されます。

- ① 養成施設卒業の日から1年以内に[介護福祉士又は社会福祉士として登録](#)
※やむを得ない事由で社会福祉士国家試験が受験できなかった場合又は合格できなかった場合には、「養成施設の卒業年次の翌々年度の国家試験に合格した日」が期限となります。
- ② [京都府内](#)の福祉施設に就職
- ③ 介護又は相談援助の業務に[5年間従事](#)
※従事期間は、介護福祉士又は社会福祉士の[登録が完了した月](#)から算定します。
※従事期間が5年に満たない場合でも、返還の一部が免除される場合があります。
- ④ 府社協が提出を依頼する書類（資格登録届、従事期間証明書等）を遅滞なく提出したとき

08

申請～卒業までの流れ

1年目

申請

在学している養成施設の担当窓口へ、貸付申請書類一式を提出
 ※締切は養成施設の担当窓口にご確認ください。

決定

6月上旬頃

養成施設を經由して貸付手続きの御案内
 又は不承認通知を送付

契約

7月初旬頃

養成施設を通じて下記の書類を提出

- ・借用証書
- ・申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書

送金

(1年目)

7月中旬頃：前期分＋入学準備金

10月末：後期分

※貸付期間が1年の場合は、内定通知書の写しを提出後に就職
 準備金を送金

2年目

送金

(2年目～)

4月：前期分

10月末：後期分

内定後：就職準備金

※内定通知書の写しを提出後に就職準備金を送金

卒業

3月

養成施設を通じて下記の書類を提出

- ・修学状況等変更届（卒業の届）

※卒業後は、**借受人本人**が下記の書類を提出

- ・業務従事・変更届
- ・資格登録届
- ・従事期間証明書（毎年）
- ・返還免除申請書（返還免除要件を満たした場合）

09

提出書類

申請

☑ 申請者が作成・準備する書類

- ① 貸付申請書・同意書及び誓約書（申請者及び連帯保証人予定者）
- ② 経費等確認書 ※高等教育の修学支援新制度利用者のみ
- ③ 学校成績証明書（1年生は最終卒業学校の証明書、それ以外は前学年の証明書）
- ④ 住民票記載事項証明書（申請者部分のみの記載）
- ⑤ 連帯保証人（予定者）が個人の場合は、その者の前年の所得を証明する書類（2名とも必要です）
※連帯保証人が法人の場合は、別途、書類の提出が必要です。詳細はP.12「連帯保証人が法人の場合」を御確認ください。
- ⑥ 振込口座申込・変更 申請書
※口座名義は、貸付決定を受けた本人（以下、「借受人」と言う）の名義以外は認められません。
- ⑦ 振込口座の通帳等のコピー
※金融機関名、支店名、口座の種別、口座番号、口座名義がわかる通帳のコピー又はアプリ・サイトのスクリーンショットを提出してください。
- ⑧ 中高年離職者に該当する場合は、証明できる書類（離職直前の雇用主の発行する離職証明、雇用保険受給資格者証のコピーなど）
- ⑨ 生活費加算を受ける場合は、経済状況が分かる証明として生活保護受給証明書、非課税証明書、減免通知書等を御提出ください。また、事前に面談を行います。

☑ 養成施設が作成する書類

- ① 申請者一覧表
- ② 推薦書

交付手続き

☑ 申請者が作成・準備する書類

- ① 借用証書（借受人、連帯保証人が自署・実印の押印をしてください）
- ② 印鑑登録証明書（借受人及び連帯保証人2名 合計3名分）

09

提出書類

連帯保証人について

- ① 連帯保証人は2名必要です。(連帯保証人同士は別世帯、別生計の必要があります)
- ② 連帯保証人のうち1名は申請者と別世帯、別生計の18歳以上の方かつ生活保護を受給されていない、または非課税者でない方
- ③ 申請者が未成年の場合は、連帯保証人2名のうち1名は法定代理人（親権者など）としてください。

外国人留学生が連帯保証人を個人とする場合は、連帯保証人は次の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 日本国内に居住していること
 - ② 日本国籍を有する方又は特別永住権、永住権を持つ方であること
 - ③ 申請者と独立した生計を営む保証能力を有する成年者であること
- ※留学生同士が連帯保証人となることはできません。

連帯保証人が法人の場合

法人が保証人となる場合は、下記の書類を御提出ください。

- ① 登記事項証明書
- ② 直近3年分の決算書
- ③ 法人税納税証明書（未納税額がないことの証明）
- ④ 申請者と締結した雇用契約書の写し（在学する養成施設が保証人となる場合は不要）
- ⑤ 個人の保証人になることについて法人として意思決定したことが証明できる書類

09

提出書類

書類の記入について

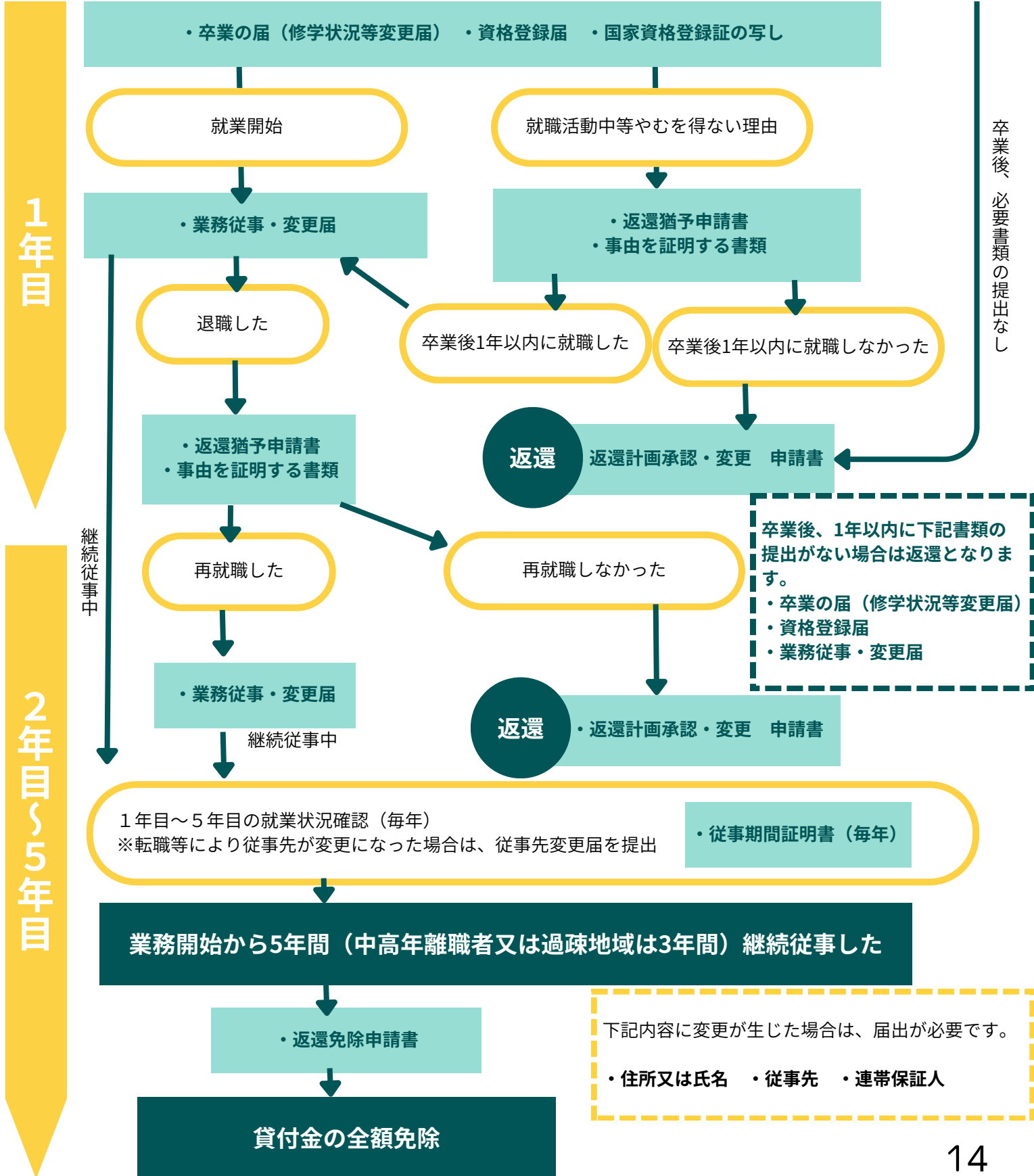
- ① 貸付申請書は、申請者がご自身で記入してください。連帯保証人記入用の同意書及び誓約書は、連帯保証人が記入してください。
- ② 代筆は認められません。
- ③ 修正液や修正テープは使用不可です。修正する場合は、二重線の上に訂正印を押して、余白に改めて記入してください。
訂正が多すぎる場合は、書き直していただくことがあります。
- ④ 黒のボールペンで丁寧に記入してください。

◆申請手続き後の流れ◆

- ・養成施設からまとめて府社協へ申請されます。
- ・書類の不備や不足があった場合は、養成施設を通じて申請者へ連絡し、再提出していただきます。提出期限までに再提出されない場合、受付できませんので御注意ください。
- ・府社協にて厳正に審査を行います。結果により貸付けできない場合もあります。
- ・養成施設を通じて、申請者へ貸付の可否通知を送付します。

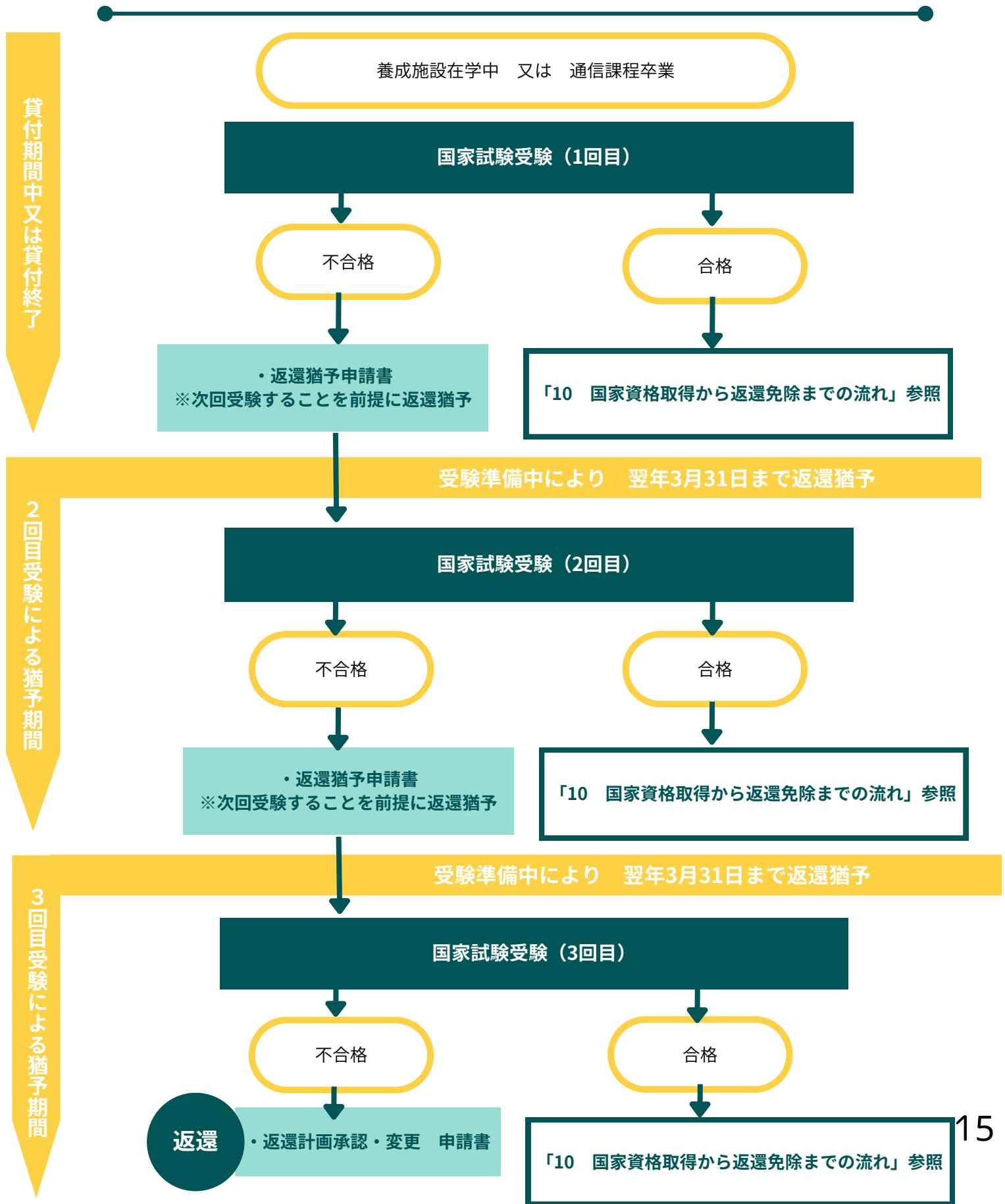
10

【介護福祉士・社会福祉士】 国家資格取得から返還免除までの流れ



11

【社会福祉士】 国家試験が不合格だった場合の手続きの流れ



12 その他

卒業後の手続きについて

卒業後の各種手続きについては、**借受人が直接、府社協に行きます。**未提出書類がある場合は返還が免除されませんので、責任を持って手続きを行ってください。

住所、氏名の変更手続きについて

卒業後、府社協から借受人への連絡については文書にて行います。住所又は氏名が不明な場合は、書類の提出に関する御案内をお送りすることができませんので、住所又は氏名に変更があった場合は、事項発生時から15日以内に府社協に**「住所・氏名変更届」**を提出してください。

従事期間証明書の提出について

卒業後は、毎年、返還免除対象業務に従事したことを証明する**「従事期間証明書」**の提出が必要です。

HPからダウンロードした様式又は府社協から送付する様式に必要事項を記入し、職場に証明を依頼の上、府社協に提出してください。

返還免除対象業務に従事していても、従事期間証明書の提出がない場合は返還を求めることとなりますので、御注意ください。

その他

貸付要綱、手引き、各種様式は府社協HPに掲載しています。

必要に応じてダウンロードの上、御利用下さい。



ダウンロードはこちら



よくある質問